

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について (意見聴取事項・事後審議)

1 指定地域密着型通所介護事業所 1事業所

(1) サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援する。利用者定員は19名未満。

(2) 指定申請案件

申請者	東京都品川区大崎1-11-2 株式会社インターネットインフィニティー 代表取締役 別宮 圭一
事業所名称	レコードブック久里浜
事業所の所在地	横須賀市根岸町4-2-1
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和2年3月1日
利用定員	10人
実施単位数	2単位
営業日	月曜日から金曜日(祝日も営業)
営業時間	8:00~17:30
サービス提供時間	9:00~12:00、13:45~16:45
通常の事業の実施地域	横須賀市
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	お菓子・飲み物代 110円

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要件	指定案件（レコードブック久里浜）	
人員 基準	管理者	勤務形態	常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）	
		兼務の範囲	①事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務	
	生活 相談員	勤務形態	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1	
		資格要件	次のいずれか ・社会福祉主事（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	
	介護 従業者	看護職員又は 介護職員 （利用定員10人以下）	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 単位ごとに常時1人以上	①提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 ②常時1以上の介護職員を配置
		看護職員又は 介護職員 （利用定員11人以上）	単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能） ①看護職員（看護師又は准看護師）専従1以上 ②介護職員は、提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ----- 単位ごとに常時1人以上	/
		勤務形態	生活相談員又は介護職員のうち1以上は常勤	生活相談員常勤2人 介護職員常勤1人
	機能訓練指導員	必要数	1以上（事業所の他の職務と兼務可能）	看護師1人
		資格要件	次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	

設備 基準	食堂及び機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ必要な広さ ・合計面積$\geq 3 \text{ m}^2 \times$利用定員 ※同一の場所でも可 	$65.51 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	火災報知器、誘導灯、消火器
	利用定員	利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受け ることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

【現地写真】レコードブック久里浜
(令和2年2月28日撮影)



入口



① トイレ



② 洗面台



③ 食堂兼機能訓練室



④ 事務室



⑤ 静養室

【現地写真】レコードブック久里浜
(令和2年2月28日撮影)



⑥ 相談室



⑦ 相談室 (扉)



⑧ 消火器



⑨ 火災報知器

2 指定（介護予防）認知症対応型通所介護（共用型）事業所 1事業所

（1）サービスの概要

認知症である利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、グループホームの居間等を用いてその入居者とともに、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図ることができるように支援する。

（2）指定申請案件

申請者	横須賀市追浜本町2-14 株式会社メディカルピュア湘南 代表取締役 小吹 優
事業所名称	グループホーム あんずの家
事業所の所在地	横須賀市浦郷町4-1-2
サービスの種類	認知症対応型通所介護（共用型） 介護予防認知症対応型通所介護（共用型）
事業開始日	令和2年2月1日
利用定員	6人（共同生活住居ごとに3人）
実施単位数	2単位
営業日	1単位：月曜日・木曜日 2単位：火曜日・金曜日 （※12月30日から1月3日までは休業）
営業時間	9:00～17:00
サービス提供時間	10:30～15:30
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部（追浜本町、追浜東町、追浜町、追浜南町、 浜見台、鷹取、湘南鷹取、夏島町、浦郷町、船越町、 港ヶ丘、田浦町、田浦港町）
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	・食費・・・550円（おやつ代含む） ・オムツ代等・・・実費

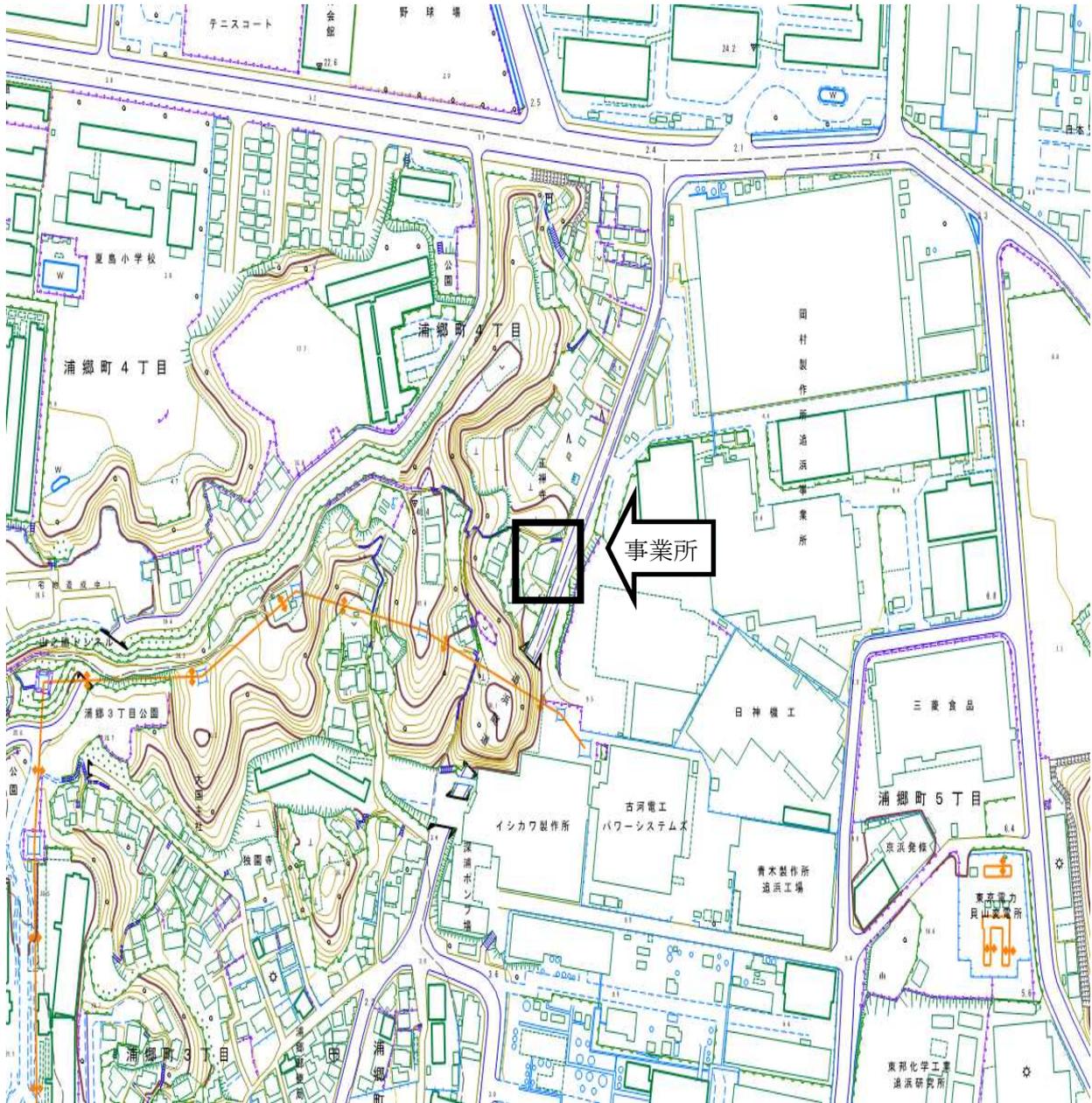
指定認知症対応型通所介護事業所(共用型)の指定基準

区 分		要 件	指定案件 (グループホームあんずの家)
人員 基準	管理者	勤務形態	常勤専従 (管理上支障がない場合は兼務可能)
		兼務の範囲	①事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務
		資格要件	①適切な指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者 ②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了
	従業者	必要数	共同生活住居ごとに、グループホームの入居者数とデイサービスの利用者数を合計した数について、常勤換算方法でその合計数が3又はその端数を増すごとに1以上を、日中時間帯に配置 (例) グループホームの入居者が9名、デイサービスの利用者が2名の場合、その合計数11名に対して日中時間帯に4人分(常勤職員の1日の勤務時間が8時間なら、 $8 \times 4 = 32$ 時間分)の配置が必要
		勤務形態	共同生活住居ごとに、介護従業者のうち1以上は常勤でなければならない。
設備 基準	居間及び食堂の広さ	グループホームの入居者とデイサービスの利用者の両方に対して介護を行うに必要な広さ(面積要件なし)	44.96㎡
	利用定員	共同生活住居ごとに1日当たり3人以下	1階ユニット：3人 2階ユニット：3人
	事業者要件	介護保険事業について3年以上の経験を有する者	介護保険事業について3年以上の経験を有する

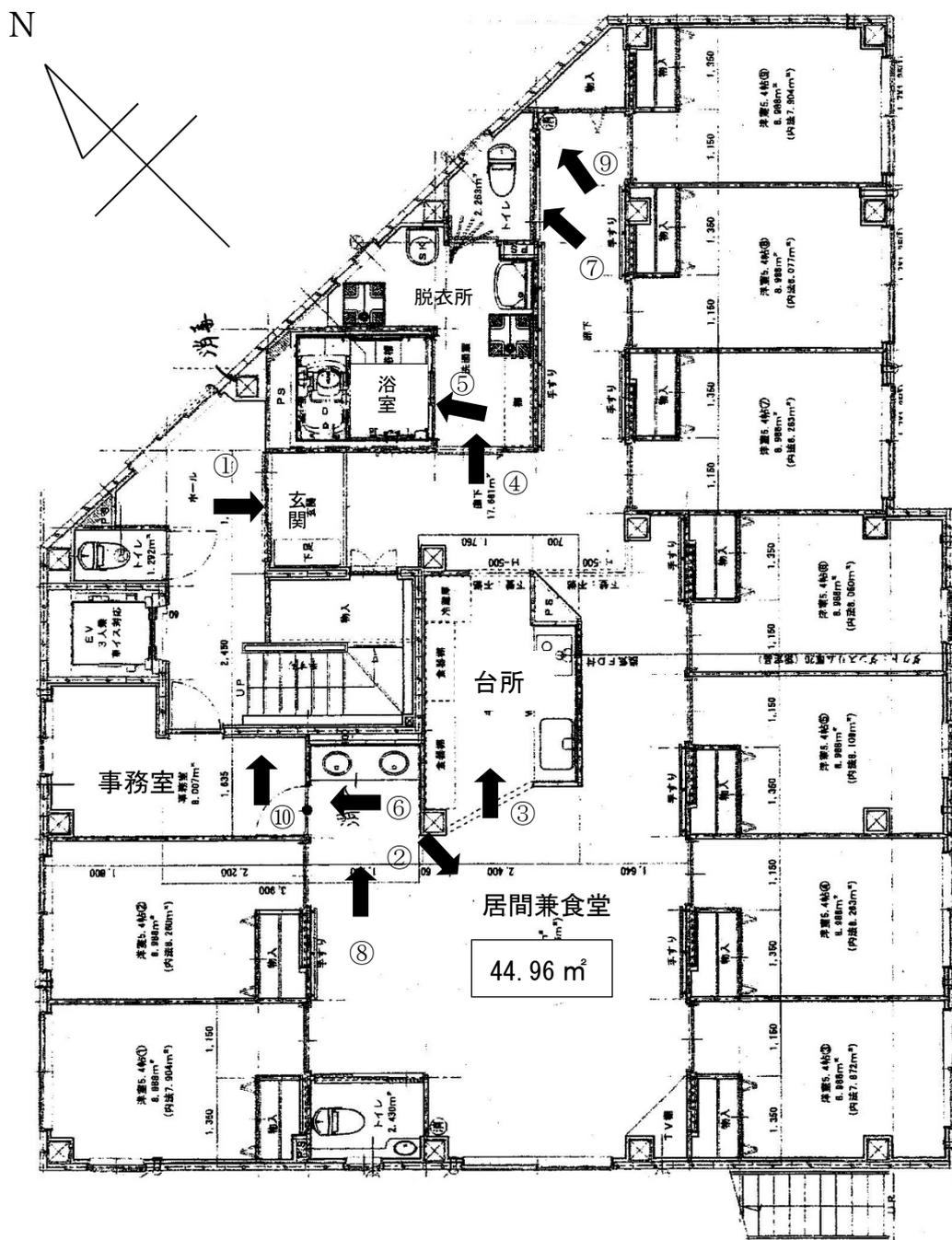
※グループホームの居間等を用いてサービスを提供する共用型事業所のため、設備基準要件として相談室はありません。

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第30号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第31号)に適合します。

(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所 あんずの家 位置図



グループホームあんずの家（1階） 平面図



【現地写真】グループホームあんずの家
(令和2年1月21日撮影)

【1ユニット（1単位）】



① 玄関



② 居間兼食堂



③ 台所



④ 脱衣所



⑤ 浴室



⑥ 事務室

【現地写真】グループホームあんずの家
(令和2年1月21日撮影)



⑦ トイレ



⑧ 洗面台



⑨ 消火器



⑩ 火災報知器

【現地写真】グループホームあんずの家
(令和2年1月21日撮影)

【2ユニット(2階)】



① 玄関



② 居間兼食堂



③ 台所



④ 脱衣所



⑤ 浴室



⑥ 事務室

【現地写真】 グループホームあんずの家
(令和2年1月21日撮影)



⑦ トイレ



⑧ 洗面台



⑨ 消火器



⑩ 火災報知器

3 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 1事業所

(1) サービスの概要

認知症である利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と、機能訓練を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(2) 指定申請案件

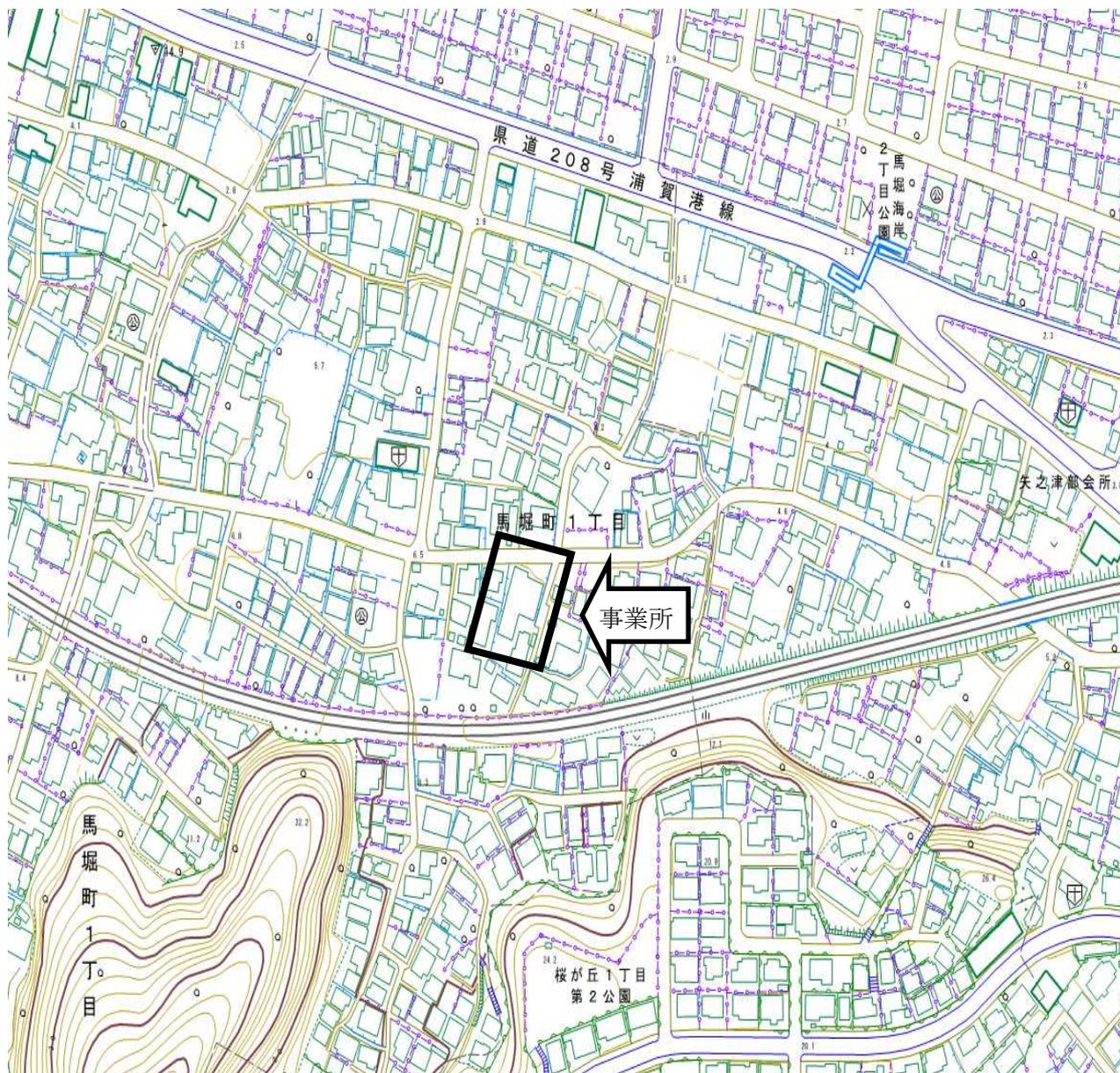
申請者	横浜市青葉区みたけ台5-10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江頭 瑞穂
事業所名称	花物語よこすか東
事業所の所在地	横須賀市馬堀町1-11-5
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業開始日	令和2年1月1日
利用定員	18人
共同生活住居数	2ユニット
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・食材費 月額 36,000 円 ・家賃 月額 71,000 円 ・管理費 月額 20,000 円 ・水道光熱費 月額 20,000 円 ・おむつ、パット代 実費 ・理美容代 実費 ・教養娯楽費、その他日常生活費 実費
協力医療機関	金沢文庫南クリニック、ヴィレッジ衣笠歯科診療所

指定認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

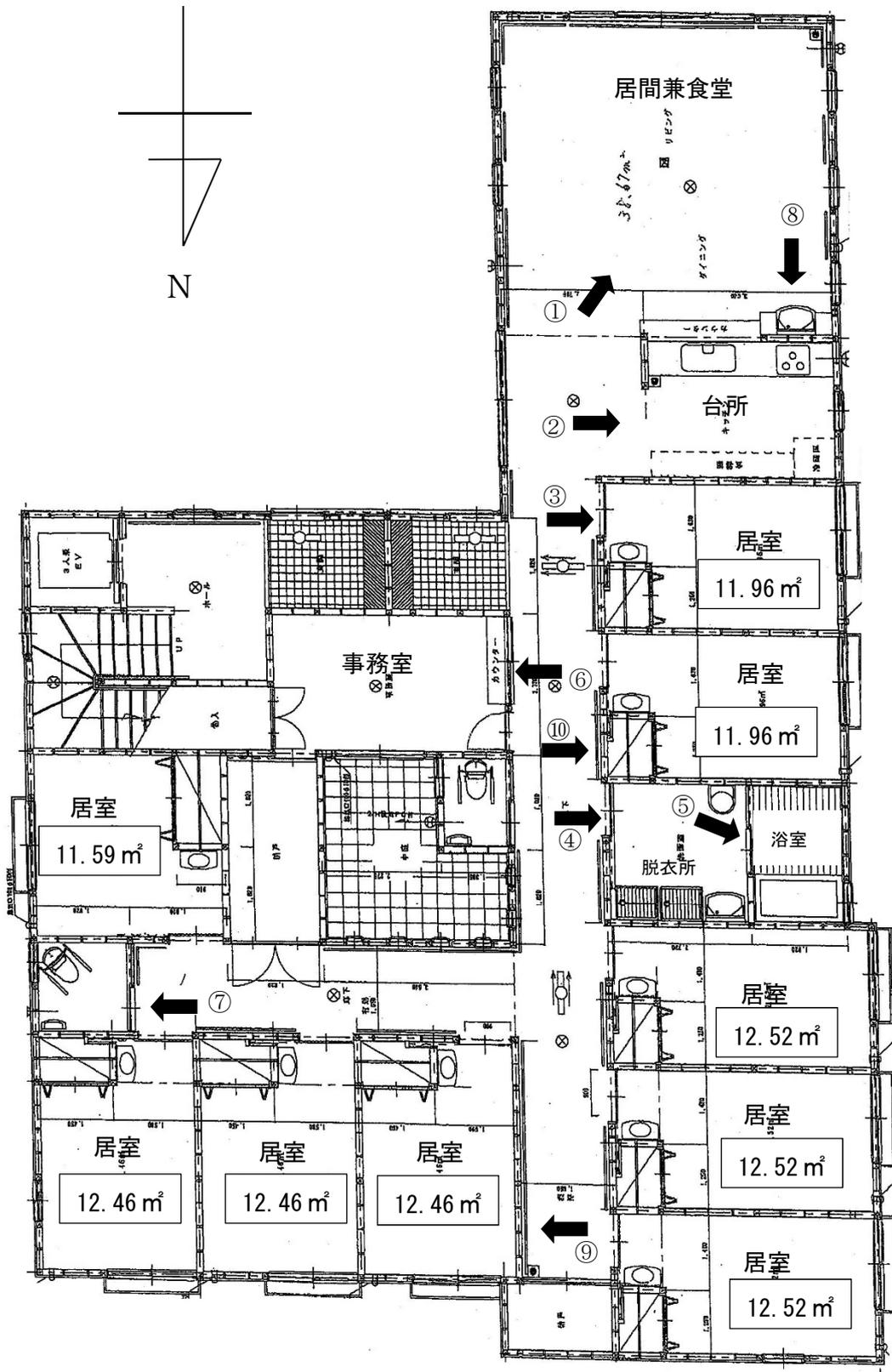
区 分		要 件	指定案件(花物語よこすか東)	
人 員 基 準	事業の代表者		<p>①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者。</p> <p>②次のいずれかの研修を修了していること。</p> <p>・認知症介護実践者研修又は認知症介護実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、痴呆介護実務者研修(基礎課程又は専門課程)、認知症介護指導者研修、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修、認知症対応型サービス事業開設者研修</p>	<p>当該グループホームを運営する法人の役員として、認知症対応型共同生活介護事業の経営に携わった経験を有する。</p> <p>認知症対応型サービス事業開設者研修 平成22年10月修了</p>
	管理者	勤務形態	共同生活住居(ユニット)ごとに常勤専従で配置(管理上支障がない場合は下記の兼務が可能)	<p>常勤兼務 (当該事業所の介護従業者を兼務)</p> <p>認知症対応型共同生活介護事業所等において、3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する。</p> <p>認知症対応型サービス事業管理者研修 平成22年2月修了</p>
		兼務する場合の範囲	<p>①同一事業所における他の職務</p> <p>②同一敷地内における他の事業所の職務</p> <p>③併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務</p>	
		資格要件	<p>①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者。</p> <p>②認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。</p>	
	計画作成担当者		①ユニットごとに認知症対応型共同生活介護計画の作成に従事する計画作成担当者を配置	適正に配置
			②計画作成担当者のうち1人以上は介護支援専門員をもって充てること。	介護支援専門員資格を有する者を1名配置。
			③認知症介護実践研修又は痴呆介護実務者研修(基礎課程)を修了していること。	<p>認知症介護実践研修 平成21年7月修了</p> <p>認知症介護実践研修 平成30年7月修了</p>
	介護従業者		①日中の時間帯において、常勤換算方法でユニットごとに当該ユニットの利用者の数が3又はその端数を増やすごとに1人以上とする。(例)ユニットの利用者9名に対する日中(夜間及び深夜の時間帯を除く)15時間の間に3名×8時間(常勤職員の1日の勤務時間)合計24時間以上の介護が提供されることが必要	適正に配置
			②夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせるために必要な数以上。	適正に配置
			③ユニットごとに1人以上を常勤とすること。	適正に配置
設 備 基 準	共同生活住居	1又は2ユニット	2ユニット	
	入居定員	5人以上9人以下(1ユニットあたり)	18人(1ユニット:9人、2ユニット:9人)	
	居室	<p>①定員は1名。ただし、利用者の処遇上必用と認められる場合は2名可能。</p> <p>②床面積は7.43㎡以上</p>	<p>個室18室</p> <p>最小の居室面積は11.59㎡</p>	
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	<p>消火器、火災報知器、火災通報装置、誘導灯、スプリンクラー、屋外避難階段</p> <p>全て適正に設置されている。</p>	

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第30号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第31号)に適合します。

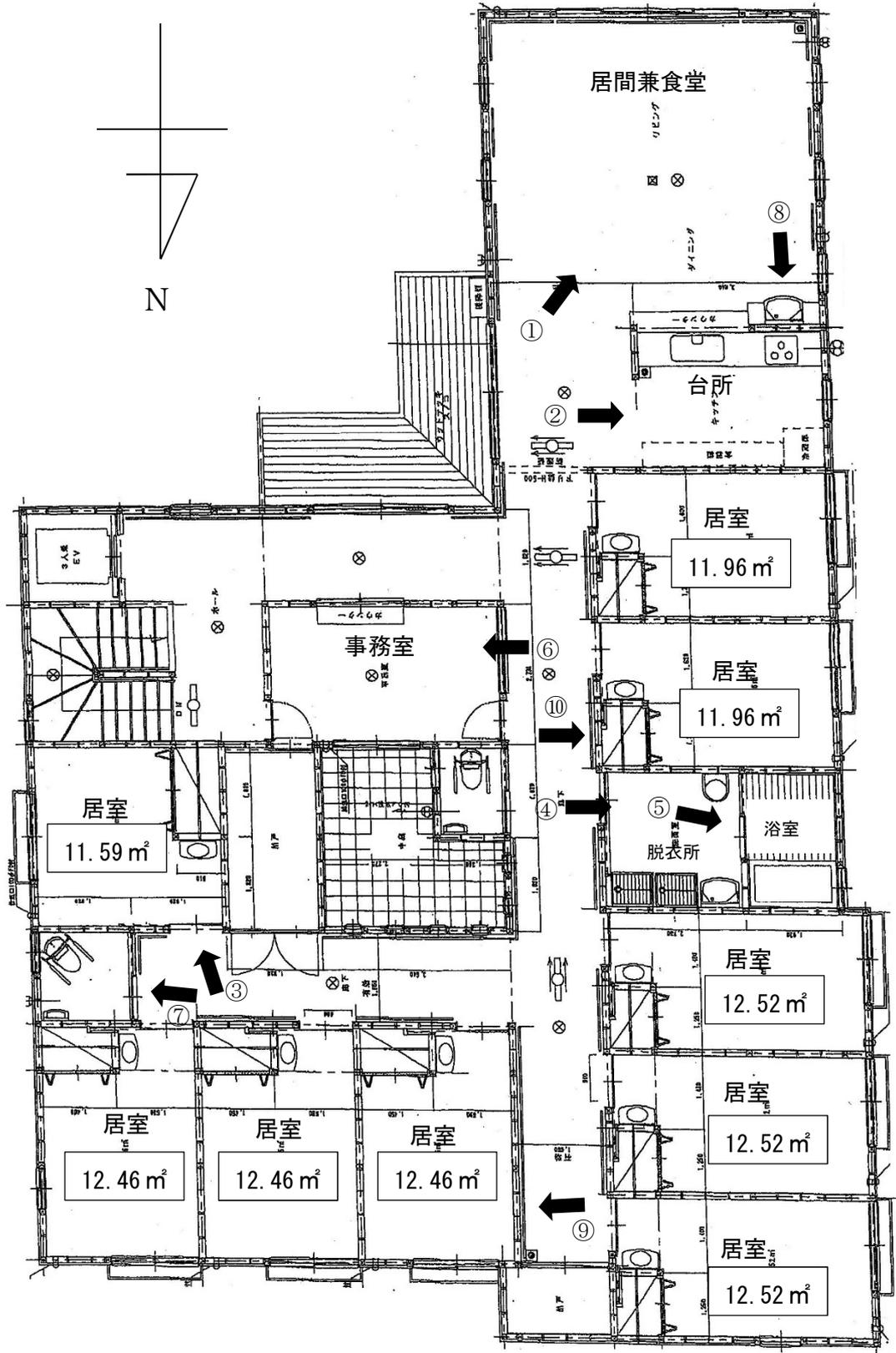
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 花物語よこすか東 位置図



花物語よこすか東（1階） 平面図



花物語よこすか東（2階）平面図



【現地写真】花物語よこすか東
(令和元年12月11日撮影)

共有部



玄関 (外)



玄関 (内)

【1ユニット (1階)】



① 居間兼食堂



② 台所



③ 居室 (11.96 m²)



④ 脱衣所

【現地写真】花物語よこすか東
(令和元年12月11日撮影)



⑤ 浴室



⑥ 事務室



⑦ トイレ



⑧ 洗面台



⑨ 消火器



⑩ 火災報知器

【2ユニット(2階)】



① 居間兼食堂



② 台所



③ 居室 (11.59㎡)



④ 脱衣所



⑤ 浴室



⑥ 事務室

【現地写真】花物語よこすか東
(令和元年12月11日撮影)



⑦ トイレ



⑧ 洗面台



⑨ 消火器



⑩ 火災報知器